

◎高松地区中体連 卓球競技における地域クラブスポーツの細則

1. 地域スポーツ団体などの参加規定

(1) 地域スポーツ団体等の構成員は代表者、事務担当者、指導者、所属中学生とする。所属中学生以外は20歳以上の成人とする。

(2) 大会への参加を希望する地域スポーツ団体等は各都道府県中体連が定めた団体登録手続きを定められた期間内に行うこと。

(3) 地域スポーツ団体等の指導者は、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（卓球公認コーチ1以上）を取得していること（令和6年度末までに取得し、資格取得者が必ず1名は在籍していること）

(4) 大会への参加を希望する地域スポーツ団体等の構成員は日本卓球協会、各都道府県卓球連盟、各都道府県中体連の登録及び年会費の支払いを行うこと。

(5) 指導者を除く地域スポーツ団体等の構成員は、他の地域スポーツ団体等に重複して登録できない。

(6) 団体戦に参加できる地域スポーツ団体等は「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」または「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動等」とする。ただし個人戦のみに参加を希望する地域クラブ活動に関しては地域移行の証明を求めない。地域移行されたスポーツクラブかどうかの判断は各都道府県中体連に任せる。（令和5年度からの措置）

2. ブロック大会、都道府県大会、地区予選会の参加申し込みの要件

(1) 都道府県中学校体育連盟の判断に任せる。

3. 全国中学校卓球大会参加申し込みの要件

(1) 監督・指導者（コーチ）・選手（中学生）は当該地域スポーツ団体等の構成員とする。

(2) 当該地域スポーツ団体等の構成員が全国大会に出場する際、重複して他の地域スポーツ団体等や中学校の監督・指導者（コーチ）・選手（中学生）になることはできない。

令和6年5月21日 一部改訂